○内閣府告示第五十一号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第十二条第十項の規定に基づき、平成二十四年三月九日付けで国際戦略総合特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月十二日　　内閣総理大臣　野田　佳彦

一　国際戦略総合特別区域計画の作成主体　京都府、京都市、大阪府、大阪市、兵庫県及び神戸市

二　国際戦略総合特別区域の名称　関西イノベーション国際戦略総合特区

三　当該国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業　国際戦略総合特区設備等投資促進税制及び国際戦略総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第五十二号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第十二条第十項の規定に基づき、平成二十四年三月九日付けで国際戦略総合特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月十二日　　内閣総理大臣　野田　佳彦

一　国際戦略総合特別区域計画の作成主体　福岡県、北九州市及び福岡市

二　国際戦略総合特別区域の名称　グリーンアジア国際戦略総合特区

三　当該国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業　国際戦略総合特区設備等投資促進税制及び国際戦略総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第五十三号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十四年二月二十八日付けで地域活性化総合特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月十二日　　内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域活性化総合特別区域計画の作成主体　柏市

二　地域活性化総合特別区域の名称　柏の葉キャンパス「公民学連携による自律した都市経営」特区

三　当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　地域活性化総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第五十四号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十四年二月二十八日付けで地域活性化総合特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月十二日　　内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域活性化総合特別区域計画の作成主体　長岡市

二　地域活性化総合特別区域の名称　持続可能な中山間地域を目指す自立的地域コミュニティ創造特区

三　当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　地域活性化総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第五十五号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十四年二月二十八日付けで地域活性化総合特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月十二日　　内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域活性化総合特別区域計画の作成主体　兵庫県、洲本市、南あわじ市及び淡路市

二　地域活性化総合特別区域の名称　あわじ環境未来島特区

三　当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　地域活性化総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第五十六号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十四年三月九日付けで地域活性化総合特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月十二日　　内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域活性化総合特別区域計画の作成主体　北海道上川郡下川町

二　地域活性化総合特別区域の名称　森林総合産業特区

三　当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　地域活性化総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第五十七号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十四年三月九日付けで地域活性化総合特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月十二日　　内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域活性化総合特別区域計画の作成主体　伊達市、新潟市、三条市、見附市、岐阜市、高石市及び豊岡市並びに国立大学法人筑波大学及び株式会社つくばウエルネスリサーチ

二　地域活性化総合特別区域の名称　健幸長寿社会を創造するスマートウエルネスシティ総合特区

三　当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　地域活性化総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第五十八号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十四年三月九日付けで地域活性化総合特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月十二日　　内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域活性化総合特別区域計画の作成主体　静岡県

二　地域活性化総合特別区域の名称　ふじのくに先端医療総合特区

三　当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　地域活性化総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第五十九号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十四年三月九日付けで地域活性化総合特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月十二日　　内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域活性化総合特別区域計画の作成主体　豊田市

二　地域活性化総合特別区域の名称　次世代エネルギー・モビリティ創造特区

三　当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　地域活性化総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第六十号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十四年三月九日付けで地域活性化総合特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月十二日　　内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域活性化総合特別区域計画の作成主体　大阪府及び泉佐野市

二　地域活性化総合特別区域の名称　国際医療交流の拠点づくり「りんくうタウン・泉佐野市域」地域活性化総合特区

三　当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　地域活性化総合特別区域通訳案内士育成等事業

○内閣府告示第六十一号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十四年三月九日付けで地域活性化総合特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月十二日　　内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域活性化総合特別区域計画の作成主体　和歌山県

二　地域活性化総合特別区域の名称　和歌山県「高野・熊野」文化・地域振興総合特区

三　当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　地域活性化総合特別区域通訳案内士育成等事業